

○禁止される漁具・漁法

- ・水中に電気を流す漁法
- ・河川における替掘や瀬干
- ・灯火及び網漁具(口径20cm以下の手網は除く)を使用する漁法(佐鳴湖除く)
- ・灯火及びもりを使用する漁法(佐鳴湖除く)
- ・鉄砲もり(水中銃)を使用する漁法

※遊漁規則等に基づいて採捕をする場合は、使用可能な場合がある

15. 芝つけ漁法



14. う飼漁法



(あゆ友釣を除く)



13. あゆ掛釣り



11. 追込網 12. 刺網



9. せぎ上げ 10. やな

○採捕禁止 - 期間

水産動物	禁止期間
あゆ	2月1日～5月31日
あまご	11月1日～2月末日
いわな	11月1日～2月末日
ぼら(当歳)	1月1日～7月31日
おいかわ(しらはや)	11月1日～2月末日

※うなぎについて、委員会指示により
10月1日～2月末日は採捕禁止
(一部区域は11月1日～2月末日)

○制限される漁具・漁法

1. まき網 2. ひき網 3. 瀬張網 4. す建網 5. 投網 6. 四つ手網 7. うけ 8. うげはえなわ 9. うけ 10. うげはえなわ

内水面における
遊漁のルール

静岡県漁業調整規則

(川遊びを楽しむ方へ)

手持ち冊子用

静岡県経済産業部水産資源課

○関係規則・指示

1. 静岡県漁業調整規則
(第33条、第35条、第36条、第37条、第39条)
2. 静岡県内水面漁場管理
委員会による指示
3. 遊漁規則

○問い合わせ先

静岡県経済産業部
水産・海洋局水産資源課
電話：054-221-2741

静岡県HP→



冊子作成方法

①折り目を付ける
②全て広げて半分に折り、
緑色の線に切り込みを
入れる
③広げて冊子の形に折り
込む